

令和5年度裾野市農業委員会7月総会 議事録

1. 開催日時 令和5年7月10日(月) 午後1時30分から午後2時00分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 健一	9	大庭 清宏	西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博	須山	中村 偉文
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
6	杉山 邦利	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

--	--	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 中村健児 書記 関野悠樹 書記 久保裕太郎

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

7	鈴木 知華	8	渡邊 博美
---	-------	---	-------

第3 議事

(1) 報第5号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

(2) 議第10号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する決定について

(3) 議第11号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和5年度裾野市農業委員会7月総会を開会します。
 本日の委員は12名中12名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議
 ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、7番 鈴木知華委員、8番 渡邊博美委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太
 郎氏を指名します。

それでは、議事に入ります。報第5号 農地法第5条の規定による農地転用届出に
 対する受理について 番号1～6 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第5号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
 番号1～6

(議案朗読により説明)

議長 　　ただ今の報第5号 番号1～6について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議長 　　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思いま
す。

次に、議第10号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する
決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第10号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する
決定について 番号1

（議案朗読・投影写真によりにより説明）

議長 　　続きまして、地区担当委員 5番 柏木一男委員から議案について説明をお願いし
ます。

地区担当委員 　　申請地は、千福公民館の約270m北東側に位置しています。

現況は仮施設敷地となっています。

申請地は、令和4年10月に、仮施設敷地へ一時転用するための5条許可済地で
す。

一時転用の許可の期間は、令和5年7月31日までです。

借人は、沼津土木事務所発注の佐野川災害復旧工事を請け負っていますが、工事期
間中にも、たび重なる大雨による増水で河川に入るための工事中進入路や施行箇所が
被害を受け、再施工に時間を費やしたため、事業期間の見直しが必要となりました。

そのため、一時転用期間を、当初の10か月間から、8か月間延長し、合計18か
月間とするため、変更承認申請を行うものです。

一時転用の目的や利用の内容は、以前の許可内容と同じです。

工事完了後は、仮施設を撤去し、農地に復元するものです。

利用の範囲は以前の許可時と変わりなく、立地基準は問題ないと思います。

一時転用の期間は、令和4年10月11日から令和6年3月31日までの、合計1
8か月間であり、妥当と思われます。

また、利用の内容や一時転用後の農地への復元計画は、以前の許可時と同様であり、
一般基準を満たしていると考えられます。

北側と東側は道路、南側は水路、西側は田に接しています。

敷地内は、以前の申請内容のとおり、土木シートや土のうなどで農地を保護した上
で鉄板を敷き、その上に仮施設が配置されています。また、周囲には仮設フェンス
が設置されています。

申請地を一時転用することに対し、貸人も承諾し、農地へ復元することも確約され
ていることから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお
願ひします。

議長 　　ただ今の議第10号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議長 　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第10号 番号1について、
本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第11号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第11号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 9番 大庭清宏委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、深良グラウンドから約300m北東に位置します。

現況は休耕地となっています。

借人は、貸人の孫夫婦であり、市外の賃貸アパートで暮らしています。

出産を控え、将来を見据え住宅の建築を計画し、貸人である祖父に相談したところ、申請地の利用について承諾を得ました。

貸人は、市内に複数農地を所有していますが、代替性の検討を行い、また借人の生活の安定を思い申請地を貸すことで話がまとまったので、申請に至ったものです。

申請地の農地区分は、第2種農地に該当します。

代替性の検討がされているため、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。

都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の北側は畑、東側は水路、南側は道路、西側は宅地に面しています。

宅地と農地との境には見切りが設置されます。汚水は合併処理浄化槽を経由して東側水路に放流します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ただ今の議第11号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第11号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第11号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第11号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 4番 勝又和一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、「富士裾野工業団地南」交差点から、約350m南西側に位置していま

す。

現況は、休耕地となっています。

譲受人は、日本各地で再生可能エネルギーによる発電事業を行っている法人で、静岡県内で新たなバイオマス発電設備の建設プロジェクトを計画し、候補地を模索していました。

譲渡人は、須山に複数の農地を所有しています。申請地は、以前は茶を栽培していました。近年は手をかけることができない状態でしたが、譲受人と売買の合意ができたことから、申請に至りました。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。

そして、市の土地利用事業の承認を受けているなど、他法令による許可を受けるための手続きが進められており、一般基準を満たしていると考えられます。

なお、バイオマス発電所が完成し転用事業が完了したあとは、譲受人、中部電力(株)、みずほリース(株)の3社の共同出資による発電事業会社を設立し、運営を行う予定となっています。

西側、北側、東側は市道に、南側は山林に接しています。

施設の外周にはフェンスが設置され、東側と南側の隣接地との境界には残置緑地が設けられます。

排水は、し尿や雑排水は合併処理浄化槽を経由して、場内の側溝をとおり調整池へ、雨水は場内の側溝をとおり調整池に集水し、東側の道路側溝に放流します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただ今の議第11号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

杉本義明委員

農地の問題ではないが、申請地の東側の市道沿いに産廃収集業者があり、道路の脇に車が通りにくいほど産廃を置いている状態があるが影響はないか。

事務局

この発電所では、御殿場の別事業者が剪定枝をチップ化したものを燃料にして発電するとのことで、チップ化したものをトラックで東側の市道を通って搬入する予定と聞いており、この産廃収集業者に対しては市の生活環境課からも指導を行っていて、また本申請者の事業者からも話をしているということ聞いています。

勝又俊博委員

バイオマス発電事業者は、静岡県では実績はあるか。

事務局

本県ではこれが初めてだと聞いています。

勝又俊博委員

深良で別事業者がバイオマス発電をやっているが、いまだにうまく稼働できていない状況があり、うまく稼働できるのかどうか。

事務局

申請者の国内実績についてですが、木質バイオマス発電は今のところ全国で和歌山県、茨城県、福島県、埼玉県の4か所で運用しているようです。

本申請の発電所の出力は1,990kWです。

議長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第11号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。
これをもって令和5年度裾野市農業委員会7月総会を閉会します。

令和5年7月10日（会議録署名人）

7番署名人

鈴木 知華

8番署名人

渡邊 博美